六　ラウンドターン



七　ガースヒッチ（カウヒッチ）



第三節　都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下操法

（都市型ロープレスキュー器具による懸垂ロープの設定要領）

第百四十三条　都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下のための懸垂ロープ（以下この章において「アクセスライン」という。）の設定要領は、次の各号に定めるところによる。

一　懸垂降下を行う場合は、開口部が少なく、崩壊のおそれのない場所を選定すること。

二　懸垂点は、綿密に点検し、ロープ等の結着は、次に定めるとおり一本ずつ二箇所に又は一箇所に二本行い、二重の安全措置を講ずるものとし、必要に応じて懸垂点を追加するなど、アクセスラインを確実に設定すること。

ア　一本ずつ二箇所

